

令和8年度愛知県立一色高等学校（定時制）いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

II いじめ防止対策組織について

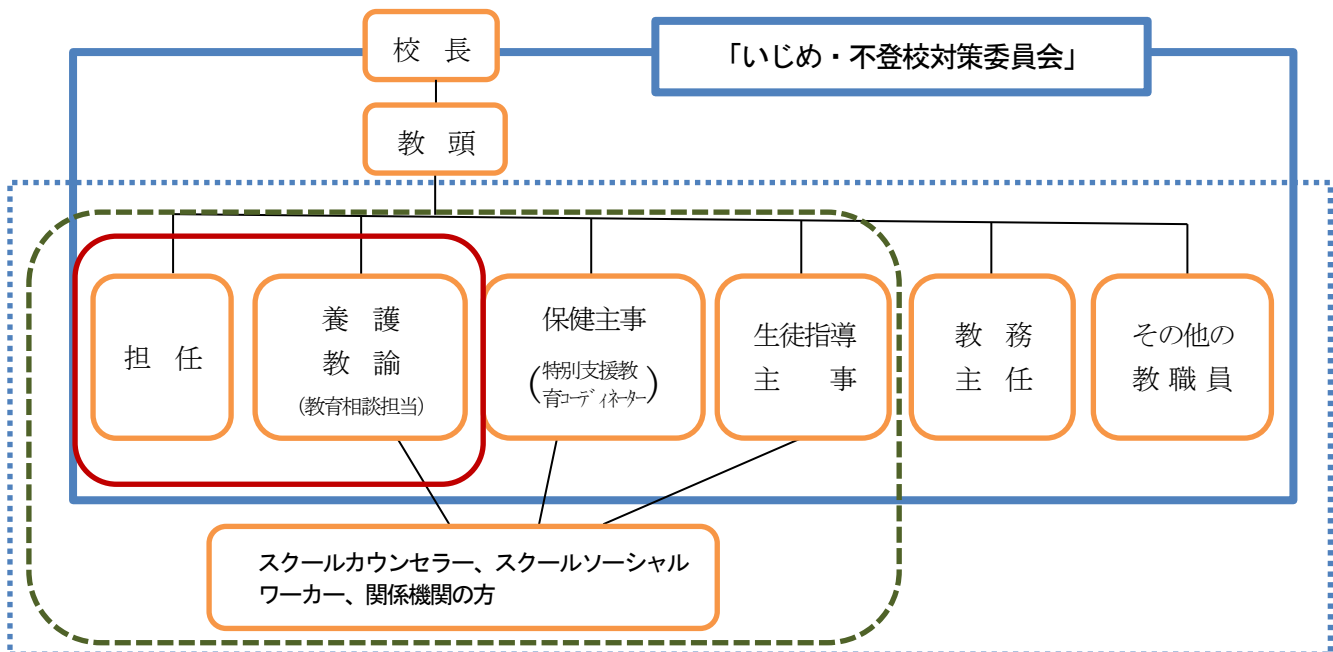
いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について（毎週月曜日に全教職員による生徒情報交換を実施）

ア 委員会のメンバー

校長、教頭及び定時制全教職員（なお、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関の方を加える。）

【組織図】



イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

(2) 具体的な取組について

項目	学校の方針	学校としての取組	保護者・外部機関との連携
未然防止	ア いじめに対する共通理解を図る。	○全教職員に対して、校内研修を実施する。	○本方針の公開
	イ 生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する。	○体験活動を推進し、社会性を養う。 ○道徳教育、人権教育の充実を図る。	○地域と連携した活動の実施
	ウ いじめを生まないための指導に留意する。	○一人ひとりの生徒を大切にしたい、発達支持的な授業づくりに努める。 ○教員の不適切な指導によりいじめを助長することがないように注意を払って指導する。	○保護者・地域への授業公開
	エ 自己有用感や自己肯定感を高める。	○クラスや部活動等で一人ひとりが活躍でき、他者の役に立っていると実感できる機会を提供する。 ○定期的に個人面談を実施する。	○中高連携
早期発見	全教職員が、いじめの兆候を見逃さず、積極的にいじめの認知に努める。		○地域の巡回
	ア 定期的な「いじめアンケート（生活アンケート）調査」（年3回）の実施や教育相談の充実を図る。	○健康観察の実施（毎日） ○いじめアンケート（生活アンケート）を実施し、情報共有を積極的に行う。	○1学期の保護者会における面談による聞き取り
	イ いじめを認知又はいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。	○個人面談の実施（各学期） ○校内、校外の相談窓口を周知する。	○地域機関と連携
点検・検証・見直し	<pre> graph TD P[P いじめ防止の年間計画の策定] --> D[D 取組の実施] D --> C[C 「いじめ等に関する取組振り返りアンケート」、「学校評価（中間評価）」の実施（12月）] C --> A[A 「いじめ等に関する取組振り返りアンケート」「学校評価（中間評価）」の結果について「いじめ・不登校対策委員会」で検証] A --> P </pre>		○学校関係者評価委員会

※ 保護者や地域との連携

PTA懇談会時の公開授業の実施、PTA役員会での情報提供、学校関係者評価委員会（2月実施）での「自己評価」を行うことなどにより、未然防止や取組の点検・検証を行う。

(3) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

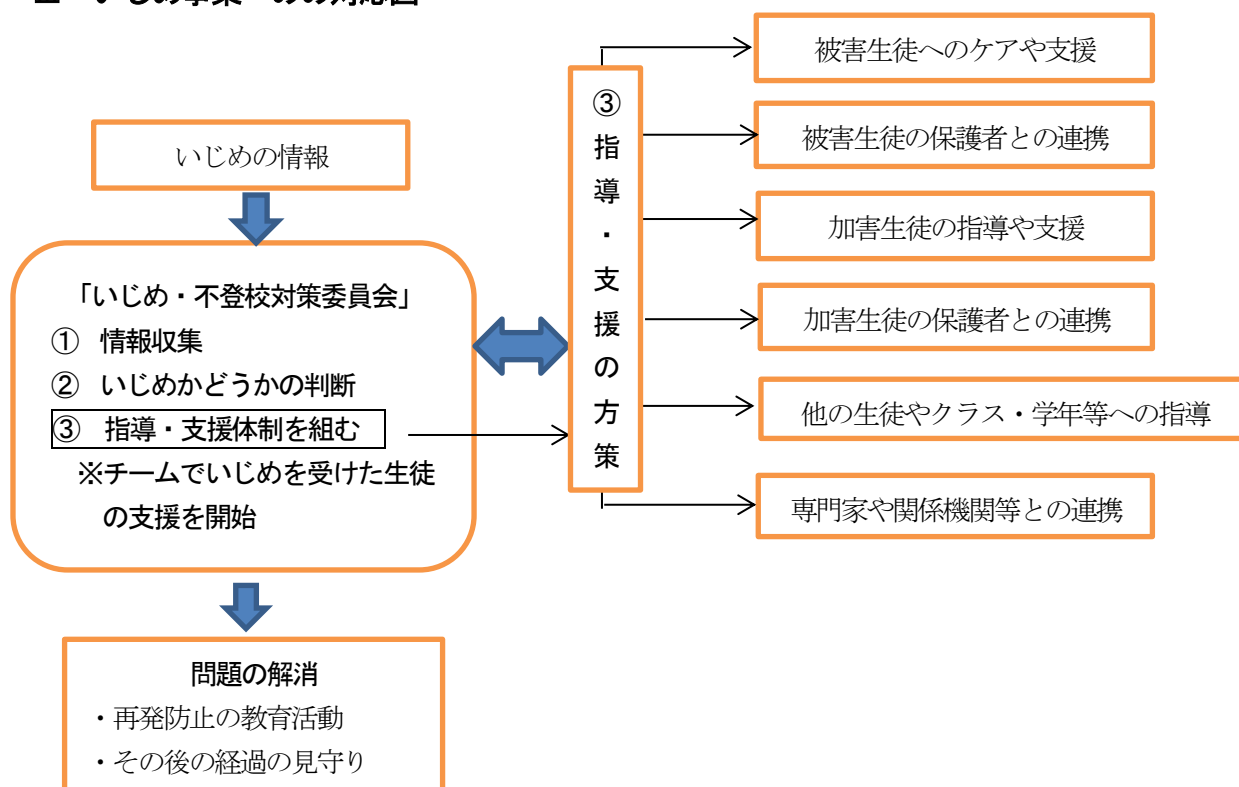
ア 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・現職研修等で、「いじめ・不登校・人権」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

イ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

Ⅲ いじめ事案へのの対応図



※ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、次の「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図」から

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

